

どろじん

第 16 号

発行日 昭和62年5月10日
<毎月 10日発行>

編集発行
北海道腎臓病患者連絡協議会
札幌市中央区北1条西10丁目
ダイヤパレス北1条 605
TEL (011) 261-3950

昭和48年1月13日 第3種郵便物認可
H.S.K. 通巻 181号

昭和62年 陽春号

第10回道腎協総会議案集

《道難病センター案内図》



—所在地—

札幌市中央区南4条西10丁目
電話 (011) 512-3233(代表)

—主要交通機関—

地下鉄 東西線西11丁目駅より南へ10分
南北線ススキノ駅より西へ15分
バス 南6条西11丁目下車
市電 南4条西7丁目より10分

第10回総会ご案内

第10回総会を下記のように開催いたします。
会員、ご家族の皆様お誘い合せのうえご参加下さい。

記

—日時—
5月31日(日)
午前10時から
午後3時まで

—会場—
道難病センター

北海道腎臓病患者連絡協議会

第4弾

バイオヘルス飲料 ライファア

有用醱酵菌研究所
 東方醱酵科学研究所

所長 篠崎 昌敏

道賢会員の多くの皆様方にライファア M24ゴールドをご愛飲賜りまして厚くお礼を申し上げます。



日本テレビ「ほんものは誰だ」に出演した篠崎昌敏さん右から一人目

私の経緯につきましては、「どうじん」昨年号に二回に亘って紹介して頂きましたが、私は幼い頃より「餅カビ」に興味をもち、

学業も微生物の研究のため当時、微生物の権威者である山崎自治博士を慕って宇都宮大学を選び入学、卒業後も約二十年間、同教授の弟子として従事、山崎先生じきあとも生涯の研究として微生物と生物の係りについて研究、自然科学の根幹をなす深い因果関係の究明の所産が、ライファア M24ゴールドであります。

人間の細胞は約六十兆とも数えられ、その一つ一つが生命とつながって分裂分化の活動を繰り返して生体の生命を維持しています。私は医学者ではありませんので、医学的見地から判断を下すことは出来ませんが、ライファア M24ゴールドの成分が核酸・多糖タンパクであることから、細胞と何等か大きな係りがあるものと思われれます。既に道賢会員の沢山な方々のライファア 飲用のデータの内容を聞かされる度に、大いなる自然界の力に飲用されている皆様と共に感謝し、私に与えられた使命感をひしひしと感ずる次第であります。尚、ライファア 札幌株式会社を通して、全国の会員の方々に

紹介されていることを、大変喜びと存じますが、当研究所へ直接電話やお手紙を戴き、研究に多忙のためご返事を差し上げることが出来ません。恐れ入りますがお問い合わせの方は左記の方へお願い申し上げます。

全国通信販売 発売元

ライファア 札幌 株式会社

札幌市中央区北一条西二十六丁目

☎ (011) 631-5158

FAX (011) 642-1614

腎友会商事代表 中村 信夫

全道会員の皆様、機関紙「どうじん」を

介してライファア M24・ゴールドを紹介し上げて早一年になりました。この間飲用される多くの方々の協力を頂き、飲用の体験データの回答を購入申し込みの都度頂き、私を始め体質の改善が急速に現われて来ていることは生命体を持つ細胞の不思議な働きと違う他言いがありません。限られた生命に新しい息吹を感じさせられています。

ライファアに巡り逢ったこと、そして皆様を紹介してよかったですと実感しています。

先回早春号で、飲用継続者の六カ月以内に寄せられた回答で、その人の体調によっては前後することもありますが改めて月順を追って一から改善回答を掲げます。

一、身体に温みを感じられて来た。
 二、透析後の疲労感がなくなった。

三、透析後の頭痛がなくなった。
 四、足指がつつたのがなくなった。
 五、ヘアートクリットが上り行動が非常に楽になった。

六、カユミが消え精神状態が安定した。
 七、発汗作用が活発に現われてきた。
 八、抜毛が止り毛髪が濃くなってきた。
 九、尿意を催し始める。
 十、尿が出始めた、尿量が増えてきた。
 十一、透析特有の色素の沈着が薄れた。
 等々、まだ細かい回答も寄せられていますが、要するに細胞の活性化による現象であると思われれます。

今、我々透析患者に何が必要かと言うと毎日を如何に軽快に過し健常人と変らぬ生活の営みを取り戻すことが出来るかと言うことで、医学も日々新たな進歩を遂げてくれることを願うものです。

(道腎協事務局長)

五百cc×六本一箱 三万円也

会員割引販売価格 一万七千円

申し込みは、現金郵送して下さい。現金到着後五日以内に宅配・送料受取人払。

ライファアの購入申し込み先

北海道腎臓病患者連絡協議会

資金造成外郭団体・腎友会商事

札幌市中央区北一条西十丁目十三

ダイヤパレス 北一条六〇五

☎ (011) 261-3931

昭和六十一年度活動報告(案)

一、はじめに

昨年四月一日から実施された医療費の改定で、人工腎臓は一昨年に続き、二年連続で切り下げられました。度重なる透析医療費の切り下げは、医療供給体制への不安のみならず、合理化に伴う医療そのものの質にも、影響するのではないかと懸念されます。

一方昨春から、全国的に始まった児童扶養手当の打ち切りは、本道でも八月の現況届の分から全面的に見直しが行なわれ、十

二月に入ってから「打ち切られた」との連絡が事務局にかなり寄せられています。

更に、老人保健法の再改悪に見られるように、臨調方針にもとづく医療、福祉施設の見直しの方向がさらに推進され、患者の医療と生活への不安がますます高まった年でした。

このような医療、福祉に対する厳しい攻撃のなかで、私たちはこの一年、腎疾患総合対策の推進を運動の基本に据えながら、第九回総会で決められた活動方針に基づき運動を進めてきました。

二、主な活動と成果

(一) 「腎疾患総合対策」確立へ

全腎協は腎疾患総合対策確立のため、主要な柱の一つに患者代表を含めた「腎疾患対策委員会」を設置する課題があり、すでに全国に二〇を越える府県でその発足をみ、活動展開しています。しかしながら、本道ではいまだ結成の動きがなく、私たち道腎協では、シンポジウムを開いて、各界と

の交流を図り、患者会がいかにこの設置を望んでいるかを訴えてきました。今年度も、自己管理をテーマにシンポジウムを開催

し、各分野での専門家を招きました。また、道庁、札幌市など、行政などとの交渉の場で、これについての要望をくり返し行つて参りました。

本年は特に統一地方選挙に当り、知事候補に対し、公開質問をし、新たに知事にな

られた横路孝弘氏からは、今後四年の在任中に委員会設置に積極的な回答が寄せられました。私たちも積極的に働きかけ、その一日も早い実現に向つて歩みたいと思えます。

(二) 腎バンク登録拡大街頭

キャンペーン

第六回腎バンク登録拡大全国一斉街頭キャンペーンは、昨年一〇月五日、全国二七八ヶ所に一万余人が参加して行なわれました。道腎協でも、全道各ブロックがこれに参加、二〇を越える市町村で延べ四〇〇人が参加し、特に本年度は厚生省が「腎移植推進月間」を設け、その期間での実施であった事もあり、行政関係者の参加も多く見られました。

また道腎協独自で六月十五日に全道一斉キャンペーンを実施、ほぼ一〇月と同規模の内容で行なわれました。また、この月間に各市町村広報紙に、腎登録を呼びかける記事の掲載運動を行い、かなりの市町村での協力を得ました。道腎バンクには来年度

中には、一万人の登録者が登録されるものと思われま

す。尚、全国的に二月末現在一四六、〇〇〇名が登録されておりま

(三) 二つの国会請願署名

運動について

道腎協では今年度も全腎協と、日本患者・家族団体協議会(日患協)の二つの国会請願署名募金運動に取り組みました。

各ブロック、各会員の積極的な運動の結果、全腎協署名数一八、二三三人、日患協九、八八三人、募金額一、〇二七、二二三元(道腎協受取分)の成果をあげました。

全腎協の国会請願は、本年二月一〇日道腎協から二名(堀井氏・札幌)・佐藤氏室蘭)が参加して、本道選出の衆参六人の社労委員に紹介議員になって戴くよう要請しました。

尚、日患協の国会請願は二月一七日行なわれ、現在いづれも多く紹介議員により、社労委員会に提出され、今期末に審議されることになってい

昭和61年度 国会請願署名・募金集計

ブロック名	全 腎 協		日 患 協	
	署 名 数	募 金 額	署 名 数	募 金 額
札幌	4,220	149,097	3,061	64,975
小樽	1,515	100,700	1,043	30,000
旭川	1,260	70,027	839	42,890
稚内	140	6,800	90	3,300
留萌	893	30,933	314	19,200
道南	3,115	133,778		
苫小牧	1,200	82,238	650	22,730
室蘭	1,144	56,000	851	20,000
滝川	231	4,818	169	
十勝	781	28,270	650	15,050
釧路	1,750	29,175	989	14,250
北見	700	26,300	550	
網走	410	9,620	390	3,900
夕張	172	13,981	117	7,900
岩見沢	702	41,300	170	
合 計	18,233	783,037	9,883	244,195

(四) 会員数一、八〇〇人

を越える

会員数は昨年度末で一、六二二名でしたが、この一年間で一、八四八名に増えました。この中には新規に入会した患者会がある反面、会員の協力が得られず、役員になった人が孤立して、やる気を無くしたなど

の理由で会員を確保出来なかった患者会もありました。また、新たな施設での役員の発掘、患者会の発足が進んでいない所の解決が急がれます。

また、組織率は六二%で、まだ千人を越す患者が未会員であり、組織化以然会活動の大きな課題です。

ブロック化については、いままで空白地

域であった、岩見沢で患者会が施設とも結成され、全道的にはブロックの空白地域は解消されました。

しかし、新たに千歳、名寄などに施設ができ、ブロックと認めるか、既存のブロックに組入れるか解決が急がれます。

(五) 広報活動について

道腎協は今年度も、機関誌「どうじん」を三回発行しました。道腎協情報は四回発行しました。

定期刊行を目ざしてきましたが、色々々理由で今年度も定期刊行が出来なかった事は残念です。

新年度は広報員制度を積極的に活用し、広報員の協力により、内容のある機関誌作りに努めていきたいと思えます。

その他の広報については、「全腎協」「事務局ニュース」「透析ライフ」「スマイル」などの完全配布に努めました。

また本年度、特にきわだったのは、マスコミとの提携による腎臓病に関する、キャンペーン活動でした。

道新が三回にわたって、全面を使つての腎提供を訴えるキャンペーン、NHK道支局のテレビによる、道腎協からの訴えとしての同様のキャンペーン、STVの腎臓病を考ふる医療講演会、又、音楽コンサートでの腎提供キャンペーンなど、広く道民に

訴えるキャンペーンが、道腎協との連携によって、各社の企画として実施された。

来年度も積極的な働きかけを行ない、定着するよう要請していきたいと思えます。

(六) 全国及び全道の患者

実態調査について

道腎協は昨年度実施した、全患者を対象とした実態調査を受けて、本年度専門家による集計分析を行ない、その結果を「どうじん」第一五号に発表しました。

また、全腎協では一五周年の記念事業として、全患者の一五%を対象に調査を行いました。その結果は冊子となり、統計研究会発行としてまとめられました。

いづれも、五年振りに調査されたもので、透析患者の医療・福祉・生活・就学などを明らかにする内容であり、今後国や道など様々な要求に対し、患者の実態に基づいた資料として活用していきたいと思えます。

(七) 財政活動について

会活動の活発化を図る上にも、財政の確立が重要です。基本は会員の会費により財政が確立すべきですが、その組織率が六割を越える現状にあり、もちろん入会活動を第一として活動するのほもちろんですが、新たな方針での財政確保が求められます。本年度は臓器移植基金の募金箱を全道に

二〇〇ヶ配置いたしました。来年度からその成果が期待されるものと思われま

又、腎疾患総合対策推進協力会による、協力会員制度も昨年発足しましたが、一日も早く軌道に乗るよう努めていきたいと思

います。
その他、販売活動をすすめ、本年度は「花火」「正月飾り」「腎臓病に関する本」「ピール券」などの販売に当りました。

(八) 他団体の連携について

長年にわたって、全国の患者団体が準備をすすめてきた、患者運動の全国組織「日本患者・家族団体協議会（略称日患協・JPC）」が昨年六月に結成されました。同会には三〇団体が加盟し、本道でも道難病連が加盟しており、道段階では、道難病連との連携であります。

道腎協では、道難病連に代表理事を始め、役員を多数を送り、各種事業に積極的に協力し、運動を展開しました。又難病連の支部活動にも、中心的な役割を各ブロック役員が果たし、難病連活動を支えております。

又、腎移植関係団体、マスコミ各社に対しても、積極的に連携を進めて参りました。

(九) 全腎協活動への参加

全腎協第一六回総会は、昨年五月一八日、

一五周年記念大会として開催され、道腎協から全腎協役員が参加しました。

また日患協が結成されたことから、「地域難病連担当者会議」を開き、道腎協からも一名参加し、各地域難病連の活動をどのように強化、発展させていくか討議しました。

また全国的に取り組んだ、児童扶養手当、障害年金の支給停止に反対する運動、透析技師の資格法制化の問題、一五周年事業のシンポジウム、同じく記念する感謝のつどい、実態調査の実施、腎臓病患者の福祉のしおり作成などに、道腎協としても全国の仲間と共に協力して来しました。

(一〇) 地域活動について

今年度の組織状況は、会員数一、八四八名（六二％）、患者会七二（八〇％）、ブロック数一六となっております。

新たに札幌で二施設、千歳市、名寄市、恵庭市で各一施設増えました。

要請行動としては、本年度は一〇月の月間に結びつけて、腎移植推進運動に対し、各ブロックとも関係市町村に対し、行政の積極的主体的な取り組みを要請しました。昨年は厚生省の通達が遅れ、十分取り組まれませんでしたが、来年度の行政による運動が期待されます。

また釧路、室蘭腎友会では一〇周年記念事業が行なわれ、記念誌の発行、長期透析

者の表彰記念式典などが行なわれ、一〇年の歴史を振り返るとともに、新たな前進を誓い合いました。

各種の講演会、学習会、交流会も本年度も各ブロックで開催され、そのテーマも種々でした。

レクリエーション活動も活発で、各ブロック単位各施設患者会等で、ソフトボール、ボーリング、登山、海水浴、炊事遠足、一泊旅行、食事会など、委員会の親ぼくを囃る催物が盛んに行なわれました。

又各ブロックとも、会費以外の財源の確

三、おわりに

この一年の活動は、全国的にも医療、福祉、社会保障をめぐる状況が厳止めなく切り崩されていくなかで、現在の施策、制度をいかに守っていくか、腎疾患総合対策をどう推進していくかに、努力を重ねてきました。

「腎移植推進月間」の設置と腎提供登録者の急激な増加、透析技師の資格法制化への動き、マスコミの協力や市民の協力、会員数の増加等に見られるように、会員が今日の患者のおかれていく状況を正しく認識し、地道な運動をねばり強く積み重ねた結果でした。

本年度は、道腎協初代会長細川哲男相談

保に努め、花火、正月飾り、機関紙の広告、年賀状の印刷あつせんなど、本年も行なわれました。もちろん会員の入会運動を進められましたが、尚努力を要求される課題であることは明らかです。

このように各ブロック、各施設患者会とも地域で患者会でありながら、一〇周年を迎えるなど、長年にわたって患者活動を展開することは、いかに大変であるかと思われま

す。未入会員、無関心患者のご理解、ご協力を訴えて、各地域での活動の結びとしたいと思

います。
とりまく状況が厳しいだけに、本年度の活動方針の未解決の問題も少なくありません。

私たちはいつそう結束を固め、困難を乗り越え、今後とも私たちの運動を進めて行

きましよう。

(支出の部)

科 目	予 算 額	決 算 額	%	備 考
会 議 費	700,000	580,434	82.9	
幹 事 会 費	300,000	249,190	83.1	旅費、資料費、会場費
運 営 委 員 会 費	150,000	177,687	118.5	旅費、資料費、会場費
専 門 委 員 会 費	150,000	92,737	61.8	旅費、資料費、会場費
中 央 会 議 費	100,000	60,820	60.8	全腎協参加
負 担 金	2,675,000	2,386,700	89.2	
加 盟 分 担 金	395,000	395,000	100	難病連
全 腎 協 分 担 金	2,280,000	1,991,700	84.8	全腎協
事 業 費	2,350,000	1,794,852	76.4	
総 会 費	300,000	251,738	83.9	議案書、会場費、旅費
機 関 紙 費	1,250,000	934,540	74.8	“どうじん”発行その他運送費
活 動 費	800,000	608,574	76.1	実態調査、入会申し込み書他
事 務 局 運 営 費	4,685,000	4,634,554		
通 信 費	150,000	191,000	127.3	切手代、本他発送代
事 務 用 品 費	160,000	149,591	93.5	
新 聞 図 書 費	60,000	93,680	156.1	
交 通 費	80,000	80,640	100.8	
事 務 所 費	360,000	360,000	100	月額 30,000円
電 話 料	90,000	128,320	142.6	
雑 費	200,000	137,965	67.0	水道光熱費振替料他
備 品 費	280,000	180,000	64.3	コピーリース料
慶 弔 費	30,000	29,450	98.2	
事 務 局 手 当	3,240,000	3,240,000	100.0	事務局長、事務局員手当
法 定 福 利 費	45,000	43,908	97.6	雇用保険料
小 計	10,420,000	9,396,540	90.2	
子 備 費	15,100			
立 替 金		17,652		
次 期 繰 越		63,867		
合 計	10,435,100	9,478,059	90.8	

昭和61年度決算報告

自 昭和61年4月1日
至 昭和62年3月31日

(収入の部)

科 目	予 算 額	決 算 額	%	備 考
会 費	4,560,000	4,420,200	96.9	会員数 1,848名
配 分 交 付 金	988,000	988,000	100	道の助成金
職 場 適 用 助 成 金	1,665,000	1,688,520	101.4	雇用促進協会
国 会 請 願 募 金	800,000	815,103	101.9	請願の道腎協分 (50%)
寄 附 金	1,080,000	787,400	72.9	腎友会商事 65,000円×12=780,000円
特 別 協 力 会 費	500,000	0	0	
事 業 収 益	250,000	129,873	51.9	物品、本等の収益金
広 告 料	300,000	140,000	46.7	機関紙“どうじん”広告料
雑 収 入	100,000	49,211	49.2	
特別会計より繰入		250,000		
小 計	10,243,000	9,268,307	90.5	
立 替 金		17,652		
前 期 繰 越	192,100	192,100		
合 計	10,435,100	9,478,059	90.8	

昭和61年度特別会計決算報告

自 昭和61年4月1日
至 昭和62年3月31日

(収入の部)

科 目	金 額	摘 要
広 告 料	80,000	キャンペーンチラシ広告
全 腎 協	484,000	ブロック育成費
北 海 道 新 聞 社	450,000	腎提供キャンペーン寄金
売 上 金	344,800	各ブロックキャンペーン用品売上げ
雑 収 入	1,219	銀行利息
前 期 繰 越	194,538	
合 計	1,554,557	

(支出の部)

科 目	金 額	摘 要
印 刷 費	105,000	キャンペーンチラシ
キ ャ ン ペ ー ン 用 品	524,030	ティッシュ、風船、試験紙
ブ ロ ッ ク 会 議 シ ン ポ ジ ュ ー ム	308,390	旅費、宿泊費、会議費、食事代
募 金 箱	295,500	作成費 (200ヶ)
発 送 費	31,000	
一 般 会 計 繰 込	250,000	
次 期 繰 越 金	40,637	
合 計	1,554,557	

会計監査報告

昭和61年度決算書に基づき、関係帳簿、領収書、預金通帳等を厳正に精査した結果、決算書の通り相違なく、いづれも正確、妥当である事を報告いたします。

昭和62年 5月31日

会計監査 辻 正 広 ⑩
〃 柳 本 一 ⑩

文書発言もできません

道腎協規約第六条で、総会にたいして文書による発言も認められています。

なお、総会議案にたいする意見のある方は、封書、はがき等別紙に書いて五月二十九日（必着のこと）までに道腎協へお送り下さい。

〈送り先〉

〒161 札幌市中央区北一条西十丁目
ダイアパレス北一条六〇五
道腎協事務局

昭和六十二年活動方針(案)

一、私たちをとりまく状況

国の一般会計予算が、五年連続ゼロ・ベースという中で、防衛費の伸び率は、前年度比五・二%と突出し、昭和五一年以来その歯止めとされていた、GNP比「二%枠」をついに突破しました。

一方社会保障は、約八千億円と見込まれる当然増さえ全額認められず、その分は結局私たち国民に転嫁されています。

国はこれからの福祉サービスを中心とした、社会保障制度は「公私の役割分担を整理する必要がある」として、公的な責任を後退させ、「受益者負担」のいっそうの強化を図っています。

医療の分野においては、老人保健法、健康保健法の改悪にみられるように、本人負担の強化をすすめており、数年のうちに医療保険制度の給付率を、八割程度に一元化するのが政府の方針です。

福祉制度についても、生の障害者更生施設の使用徴収制度の導入や、老人保健施設設置にみられるように「受益者負担」を原則とする、施策の後退を図っています。

また、国の相次ぐ補助金のカットで、地

方自治体の福祉施策も重大な影響を受けています。これまで支給されていた手当制度が廃止されたり、所得制度が強化されたり、あるいは新規事業が中止されたりしています。

このように、国の責任、役割としてすめられるべき、医療・福祉などの社会保障制度が後退し、国民への犠牲の転嫁が図られつつある中で、私たち腎臓病患者を取りまく状況を見ると、透析患者は依然として年間六千人以上増え続けています。

透析患者の増大が、児童扶養手当、障害年金の打ち切りなど、福祉施設の面で後退要因のひとつとされていることを軽視してはなりません。とりわけ透析医療費については、保険点数の切り下げが当然のように行われてきましたが、点数切り下げばかりでなく、月単位の一活した単価の設定方式すなわち「件数払い」方式が検討されています。透析治療の画一的な治療、要員削減などの合理化、質の低下が必要となる、件数払いの導入には断固、反対していかねばなりません。

また、国公立病院の多くが透析医療から後退しつつあり、民間医療機関にその役割を委ねている中で、施設の地域偏在が解消されていない現状とも合せて、今後ますます新增設運動は重要になっています。

施設間の医療技術格差も問題の一つです。患者本位の医療の提供に努力している施設と、旧態依然の漫然たる医療を供給している施設との差は、私たち最良の医療を期待する患者にとって、生命に関わる重要問題です。医療技術水準の向上を強く期待します。

次に腎臓移植の状況ですが、普及体制は急速に整備されつつありますが、移植数は横ばい状態にあり、死体腎移植は減少傾向です。これは、US腎の提供がストップしたことや、脳死問題で医療側にためらいがある事などが考えられますが、提供者が少

ない事が最大原因です。更に国民理解を求めため、広報活動が大切です。こうした状況の中で、道腎協は今年結成一〇周年を迎えます。全道の施設がプロック化され、会員も増大し、組織が大きくなり、患者をとりまく医療・社会環境も変化した。会員の要求も多様化してきました。しかし私たちは、結成以来の患者のいちと生活を守るという、基本的な立場には変わりありません。

二、私たちの願い

(一) 基本要

私たちは、困難の中にもお互いに力を合せ、病院患者会を基礎とする、組織と活動の強化、機関誌の充実、財源の確保、会員相互の理解と協力体制づくりを基本として、さらに一〇周年記念事業に取り組み、この一年間歩んで行きたいと思えます。

一、腎臓病の予防、治療、研究、患者の教育保障、雇用など総合的、抜本的な一貫した対策を国と地方自治体の責任で確立すること。

二、腎臓病の原因究明、治療法確立の研究運動を進めていきます。

を促進すること。

三、国民生活を犠牲とする臨調「行革」による医療・福祉切り捨てはやめ、安心して医療を受け生活していけるよう、医療制度、社会保障制度を国民本位に改革すること。

(二) 腎疾患総合対策

一、市立札幌病院に設置された道腎センターを移植だけでなく、人工腎臓治療から予防、管理、研究までに含めた腎センターに拡充すること。

二、腎臓病の総合対策を確立するため、患者代表を含めた対策委員会を道、主要都市に設置すること。

(三) 腎臓病予防・治療対策

一、乳幼児、児童、生徒、学生、勤労者、自営業者、家庭婦人などに対する検尿を完全実施すること。

二、腎臓病の早期治療、腎炎管理の体制を確立すること。特に小中学生の「腎臓手帳」の発行による管理体制を確立すること。成人の腎疾患管理体制も確立すること。

三、腎臓病予防のための啓発活動を強めること。

四、国公立医療機関に腎疾患専門外来を設置すること。

(四) 血液浄化法対策

一、国立医療機関、公的医療機関に対する人工腎臓の増設を早急にすすめること。

二、透析施設の地域偏在を早急に解消すること。特に、へき地、離島対策の計画的整備をすすめること。

三、国公立医療機関での夜間透析を拡充すること。

四、透析専門医、看護婦をはじめ、必要な透析医療従事者を養成確保すること。特にへき地、離島への透析医の確保及び、国立医療機関での完全充足をはかること。

五、透析医療の全道的な水準の向上をはかり、患者の個別の状態に見合う適切な治療が行なえるようにすること。

六、透析技術者の教育、訓練体制を確立し、資格法制化を図るとともに、技術水準を向上すること。

七、長期透析患者の合併症、高齢透析患者の医学的対策、研究をすすめること。

八、糖尿病性腎症の透析患者に対する医学的、社会的対策を強めること。

九、老人、小児、合併症の患者に対応できる専門施設を設置すること。

一〇、CAPD療法などにおける腹膜炎などをはじめとする合併症対策と、安全対策の研究をすすめること。

一一、携帯用人工腎臓、短時間透析などについて、その安全性を研究しつつ、実用化普及をめざすこと。

一二、家庭透析のための患者教育基準を作り、専門訓練施設を設置すること。経営合理化として教育、訓練をせず無差別に導入される「自主管理」透析は強制しないこと。

一三、人工腎臓関連装置、医薬品の安全性についての監査、指導、審査基準等を強化すること。

一四、純水装置、逆浸透装置の普及を図ること。

一五、地震、水害、火災、濁水など災害時対策と、緊急時透析治療体制を確保すること。

(五) 腎移植対策

一、道移植センターと結ぶ、腎臓移植手術実施病院、摘出協力病院を増やすこと。

二、財団法人北海道腎バンクの提供登録を推進するため、国・地方自治体行政機関窓口での広報活動を強めること。

三、腎提供登録普及のための予算を大幅に増額し、新聞、テレビ、政府、地方自治体広報誌などによる広報活動を強めること。

四、運転免許証交付時の腎臓提供登録制度を確立すること。

五、腎臓移植の専門医を養成・確保すること。

(六) 医療費対策

一、健保、共済の本人割給付を復活し、健保家族、国保の給付率を引き上げること。

と。

二、雇用の障害をなくすため人工透析の医療費は、医療保険から切り離した国と地方自治体負担による全額公費医療とすること。

三、成人の腎炎・ネフローゼなどの医療費を公費負担とすること。

四、室料、付添看護料、回復室ベット料などの保険外徴収は撤廃すること。

五、人工腎臓の診療報酬は、透析医療供給体制を保障し、患者にしわ寄せとならない実情に見合った適正な点数とすること。

六、家庭透析に医療保険を適用すること。

七、腎移植希望者の組織適合検査費用を公費負担とすること。

八、更生医療、育成医療の費用徴収（一部負担）は撤廃すること。

九、地方自治体独自の身障者、難病、母子などの医療費助成制度を全国的に拡充し、所得制限は廃止すること。

一〇、老人保健制度の自己負担は廃止し、その診療報酬は、必要な検査、入院・治療が保障されるようにすること。

(七) 生活保障対策

一、生活保障基準は引き上げること。

二、特別障害者手当の支給基準を緩和し、対象者を拡大すること。

三、透析患者を父とする家庭への児童扶養手当の不当な打ち切りは止め、就労して

いない透析患者の家庭には支給すること。
四、障害基礎年金の障害基準は、透析患者は、最低二級とし、生活できる年金額とする。

五、移植腎生着後の障害年金の支給打ち切りはやめ、抗免疫抑制療法実施中は支給すること。

六、障害年金支給停止後、再び悪化して透析を再開しても、障害年金を支給しない失権制度は廃止すること。

七、共済年金の障害年金は在職中でも支給すること。

八、無年金者の救済措置を早急に検討すること。

九、内部障害者にも国鉄、私鉄、航空運賃割引を適用し、有料道路通行料金を割引きの対象とすること。

一〇、外来透析患者の通院交通費を公費補助すること。

一一、売上税の導入はやめ、所得税の大幅減税を実施するとともに、障害者控除、特別障害者控除額を引き上げること。

(八) 雇用対策
一、身体障害者雇用促進法を改正し、法定雇用率、雇用納付金を大幅に引き上げ、各種助成金を引き上げること。

二、職業安定所の障害者の職業紹介、相談体制を強化し、具体的な就職あっせんを促進すること。

三、国、地方自治体および関係機関で腎機能障害者を採用すること。行政機関の障害者雇用にあたっては、内部障害者を差別しないこと。

四、地方自治体は、障害者の就職あっせん紹介の場を設けること。

五、障害者の就労、身分、賃金を差別する法律（国家公務員法第七八条、地方公務員法第二八条、労働安全衛生法第六八条、最低賃金法第八条）は、医学の進歩と社会の変化に見合せて改正すること。

六、内部障害者のための職業訓練施設を増設し、内容を充実すること。

七、病気を理由に解雇したり、退職を強要しないこと。

八、腎機能障害者の職場配置については、その適正に見合せて行ない、「温情的差別」はしないこと。

九、障害者の事業開始に必要な資金を低利融資すること。

(九) その他の対策
一、腎臓病児に対する完全な教育保障を確立すること。特に体育教科に参加できないことを理由として高校入学拒否はしないこと。

二、各透析医療機関に医療ソーシャルワーカーを配置し、社会資源の活用や、患者の心理的経済的相談に応えられる体制をつくること。

三、活動目標と会の運営

(一) 今年度の重点目標について

一、医療、福祉、社会保障制度の後退の中で、全国的な課題について、全腎協と共に積極的に行動します。

二、結成一〇周年に当り①記念誌の発行、②記念講演会、③会旗の作成などの記念事業を行います。

三、腎臓病の研究、予防、治療から、社会復帰まで含めた総合対策を確立するため、対策委員会の設立をめざし、要望活動を続け、シンポジウムを開催します。

四、腎臓移植の普及をめざし、腎移植推進月間中の一〇月四日街頭キャンペーンを実施します。

五、腎疾患総合対策の早期実現をめざし、全腎協と日患協の国会請願署名募金を行います。

六、「私たちの願い」実現のため、道市町村及び関係諸団体に働きかけます。

七、道透析医会など専門家団体はじめ、業界、団体との連携や交流をはかります。

八、道市町村広報紙及びマスコミ各社、腎提供登録推進の掲載要請運動を行い、広く道民の理解と協力を求めます。

(二) 組織・財政・広報活動について

一、施設単位患者会の活動を盛んにし、ブロック活動を強化するため、組織間の交流、相互援助、運営委員会からの協力活動をすすめます。

二、新規透析導入患者、未入患者の入会促進に努め、組織の拡充をはかります。

三、関係諸団体との連携を強め、道難病連への積極的参加や、地域難病連の組織化など、他の患者団体との連携強化につとめます。

四、役員や活動家のほりおこしと育成に努めます。特に未組織施設での運動を強めます。

五、機関誌「どうじん」と道腎協情報の定期発行につとめ、その内容充実のため、広報員制度を積極的に活用します。

六、患者の医療、生活、社会復帰に寄与する、書籍の出版紹介、普及につとめます。

七、今年度は会費を値上げすると共に、早期納入をはかるとともに、協力会員制度、募金の回収、さらに寄付金、賛助金、各種販売利益金の増収に努め健全財政を維持します。

(支出の部)

科 目	予 算 額	構 成 比 (%)	備 考
会 議 費	580,000	5.6	
幹 事 会 費	300,000	2.9	旅費、資料費、会場費 (1回)
運 営 会 費	180,000	1.7	旅費、資料費、会場費 (3回)
専 門 会 費	100,000	1.0	財政、広報、腎疾患
負 担 金	2,673,000	25.8	
加 盟 分 担 金	393,000	3.8	難病連
全 国 会 負 担 金	2,280,000	22.0	1,900人×1,200円
事 業 費	2,100,000	20.3	
総 会 費	400,000	3.9	議案書、会場費、旅費
機 関 誌 費	1,200,000	11.6	4回発行運送費込
活 動 費	500,000	4.8	ブロック総会参加
事 務 局 運 営 費	4,775,000	46.0	
通 信 費	200,000	1.9	切手代、運送費
事 務 用 品 費	200,000	1.9	
新 聞 図 書 費	100,000	1.0	
交 通 費	100,000	1.0	
事 務 所 費	360,000	3.5	月額 30,000円
電 話 料	150,000	1.4	
雑 費	150,000	1.4	振替料、水道光熱費
備 品 費	200,000	1.9	コピーリース代
慶 弔 費	30,000	0.3	
事 務 局 手 当	3,240,000	31.3	2名分
法 定 福 利 費	45,000	0.4	雇用保険
予 備 費	238,867	2.3	
合 計	10,366,867	100	

昭和62年度一般会計予算(案)

自 昭和62年 4月 1日
至 昭和63年 3月 31日

(収入の部)

科 目	予 算 額	構成比(%)	備 考
会 費	6,840,000	66.4	1,900人×3,600円
配分交付金	973,000	9.4	道の助成金
職場適用助成金	60,000	0.6	雇用促進協会1ヶ月分
国会請願募金	800,000	7.8	請願の道腎協分(50%)
寄 附 金	980,000	9.5	商事65,000×12=780,000、募金箱200,000
特別協力会費	100,000	1.0	特別協力会員制度により
事業収益	200,000	1.9	物品、本等の収益金
広 告 料	250,000	2.4	機関誌“どうじん”広告料
雑 収 入	100,000	1.0	受取利息・他
小 計	10,303,000	100	
前期繰越金	63,867		
合 計	10,366,867		(前年比+9.4%)

昭和62年度特別会計予算書

自 昭和62年 4月 1日
至 昭和63年 3月 31日

(収入の部)

科 目	金 額	摘 要
全 腎 協 助 成 費	484,000	ブロック育成費
医療講演会助成費	100,000	道難病連
売 上 金	350,000	各ブロックキャンペーン用品売上げ
広 告 料	300,000	10周年記念誌協賛広告
協 賛 金	700,000	〃 協賛金
雑 収 入	2,000	銀行利息
前期繰越金	40,637	
合 計	1,976,637	

(支出の部)

科 目	金 額	摘 要
用品購入代	250,000	ティッシュ、風船、試験紙など
ブロック会議	300,000	10月開催
医療講演会	100,000	シンポジウム10月開催
10周年記念誌	1,080,000	
〃 講演会	200,000	
〃 会 旗	20,000	透析15年以上表彰
予 備 費	26,637	
合 計	1,976,637	

規約改正(案)

道腎協規約

第11条(事務局)

本会に事務局をおくことができる。事務局員の採用は幹事会で決定する。事務局は、運営委員会の指導のもとに本会の業務を執行する。事務局員に手当を支給する。額、その他については、運営委員会で決定する。

第13条(会費)

本会の会費は加盟各ブロック組織の構成員一名につき、1ヶ月300円とする(内訳・全腎協100円道腎協200円)
以上、第11条、第13条を追加及び改正する。

昭和62年度スローガン(案)

1. 予防から社会復帰にいたる、腎総合対策の確立を!
2. 患者代表を含めた腎疾患対策委員会を!
3. 腎総合センターの設立を!
4. 慢性腎炎患者の公費負担を!
5. 腎バンク登録の拡大と腎移植体制の拡充を!
6. 働ける腎臓病患者に社会復帰の道を!
7. 道市町村での福祉対策の充実を!
8. 透析医療施設の地域偏在の解消を!
9. 活動内容を充実し、3,000人の道腎協を!

総 会 宣 言 (案)

今秋、私たち道腎協は結成10周年を迎えます。今から10年前、私たちは幾多の困難を乗り越え、多くの仲間と闘った結果、幾多の腎不全対策や福祉対策の前進をかちとってきました。

今日、こうした社会的な対策の充実や、透析医療技術の著しい向上の結果、道内で3,000人を越える透析患者が治療を受け、その多くが社会復帰をしさまざまな分野で活躍しています。

しかし、一方で私たちの生活は厳しい状況にさらされています。社会保障後退の荒波は、私たちを押しつぶさんばかりの勢いで押し寄せてきています。たび重なる透析医療費の切り下げは、医療供給体制への不安を招くばかりでなく、透析医療の質そのものの低下にもつながりかねません。

透析患者の家庭を狙い撃ちした、児童扶養手当の打ち切りは、障害にもめげず必死で子供を養育している家庭に対して、あまりにも冷たい行政ではないでしょうか。さらに老人保健法の改悪などもありました。

私たちは、医療と福祉の後退を、もはや許しません。私たちは、透析医療や腎臓移植などの、いっそうの前進を目指して運動をすすめます。

私たちは、腎臓病患者をこれ以上増やさないためにも、腎臓病の早期発見、早期治療から腎移植を含めた腎不全治療体制、さらに社会復帰に至る「腎疾患総合対策」の確立を目指す運動をさらに強めていきます。

昭和62年 5月31日

北海道腎臓病患者連絡協議会第10回総会

有機酸とミネラル豊富な梅は栄養のバランスを乱しがちな我々透折患者の食生活に欠かせない健康食品です。—あなたもどうぞ。



本紀州

シャネフ
梅
ぼし

食塩量
約10%
一般市販品の1/2

品名=梅ぼし
原材料名=うめ、食塩、梅酢、調味料
内容量=1kg

厚生省指導による
栄養成分表示食品マーク
開封後要冷蔵



定価 **3,000円**

本場紀州の梅を使い、独自の製法により塩分を一般市販品の約1/2におさえた梅ぼしです。ほどよい塩かげんと酸味、とろけるような舌ざわりは食塩のとりすぎが気になる方、また今まで梅ぼしがあまり好きでなかった方にもおいしく召しあがっていただけます。

栄養成分表(可食部100g当り)

水分	たんぱく質	脂質	糖質
76g	1.9g	0.1g	12g
繊維	灰分	ナトリウム	
1.1g	9.2g	3,500mg	
カリウム	食塩	エネルギー	
120mg	9.0g	40kcal.	

一般市販品 食塩量20.6%(四訂日本食品標準成分表)
合成着色料、合成保存料は使用していません。

お申込みは

北海道腎臓病患者連絡協議会

資金造成 腎友会商事
外郭団体

札幌市中央区北1条西10丁目13
ダイヤパレス北1条605

電話 (011) 261-3922

アリオコの「OK保険」 弱体者終身保険

今までの生命保険にご契約できない方のための新しい保険—今、アリオコから登場。

透析患者のための保険!!

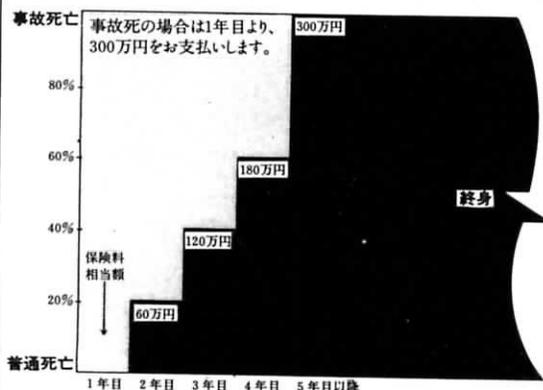
—キャンペーン実施中—

※透析導入となり全く生命保険に加入できない方に。

※加入してはいるが保険が切れるという方に。

※保障をもっと増やしたいという方に。

●40歳で保険金300万円にご契約の場合(55歳払済み)



●給付内容

①不慮の事故が直接の原因でその事故の日から180日以内に死亡された場合、または法定伝染病で死亡された場合、300万円をお支払いします。

②病気で死亡された場合、

1年目—既払込保険料相当額	4年目—180万円(保険金の60%)
2年目—60万円(保険金の20%)	5年目—300万円をお支払いします。
3年目—120万円(保険金の40%)	以降—300万円をお支払いします。

※2年目から4年目までで既払込保険料が上記保険金額より多い場合は既払込保険料相当額をお支払いします。

●保険料

9,540円(月払い)です。(払込期間は15年間で)保険金300万円の場合です。

●キャッシュバリュー(解約返戻金)

OK保険は長期にわたるご契約になりますが、途中でおやめになる場合、キャッシュバリュー(解約返戻金)をお支払いします。

たとえば、10年目におやめになった場合、636,300円をお支払いします。

●会事務局にご連絡下されば、道内どこでもアリオコ・ジャパンより、ご説明・契約
 手続に参ります。

世界を安心してネットする生命保険会社
Alico アリオコ ジャパン
 AMERICAN LIFETIME INSURANCE COMPANY

〒060 札幌市中央区大通4丁目1-7 (新大通ビル6階) ☎(011)271-2515 (代表)

担当 日下部・小村

お問合せ ▶ 北海道腎臓病患者連絡協議会 事務局



小村 功

昭和四十八年一月十三日 第三種郵便物認可
 昭和三十二年五月十日発行(毎月十日発行) H・S・K通巻一七九号

発行所 北海道身体障害者団体定期刊行物協会 神原義郎
 印刷所 札幌市北区北三十条西七丁目 北海道きかんし印刷所

頒価三百円